

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題	予算（千円）
（1）相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）	ア 被害初期における迅速な相談支援	（ア）被害初期における迅速な相談支援	警察 県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じた適切な対応の推進 「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の確実な教示 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事件について、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の教示を実施 高知県及び高知弁護士会の協定締結（5月）（施行6月1日） 相談実績2件 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄警察署と密接に連携し、被害者ごとのニーズに応じた対応を行った。 	
	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	（ア）犯罪被害者等支援相談窓口及び総合的対応窓口	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐなど、支援の調整 電話による相談 面談による相談（要予約） 相談員のスキルアップのための研修 指針に基づく、新たに創設した支援施策等への問い合わせ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 相談実績（9月末時点） 電話相談38件（24名） 面接相談0件 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 県に相談窓口があることで、犯罪被害者等が相談できる窓口の選択肢が広がった。 （課題） 県民等への広報・周知 	推進事業費 3,420 弁護士相談費用 50
		（イ）民間支援団体における相談対応等	警察	<ul style="list-style-type: none"> こうち被害者支援センターへの業務委託の実施 「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託先であるこうち被害者支援センターにおける相談対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> こうち被害者支援センターとの密接な連携により、被害者のニーズに応じた適切な対応を行った。 	2,877
		（ウ）日本司法支援センター（法テラス）等との連携と情報提供	警察 県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 各種会合を通じた意見交換の実施 日本司法支援センターによる支援制度の周知 法テラスの実施している法的支援の周知 法テラスの制度を利用できない犯罪被害者等への支援の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換（6月・9月） 「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」リーフレットに支援制度について記載し、関係機関等への配付 県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介（7件） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が出席する会合で情報交換が行えた。 犯罪被害者支援関係機関連絡協議会（6/29、9/14）において情報交換 	—
		（エ）警察における相談体制の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した適切な対応の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害相談電話（#8103）7件 犯罪被害者ホットライン 7件 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の広報により、県民への周知を図るとともに、受理した相談について必要に応じて関係機関と連携した対応を行った。 	
		（オ）警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署・機関との連携強化 各種制度の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 県、検察庁、弁護士会等の関係機関との会合、研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 会合、研修会への参加により、警察における被害者支援施策の理解が得られるとともに関係機関における同施策の取組について情報交換が行えた。 高知県被害者支援連絡協会定例会を実施予定である。（11/25） 	80
		（カ）犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 適正かつ積極的な情報提供制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供件数2件 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の希望に応じた運用が行えている。 被害者が制度の利用を希望しない、警察より先に被害者支援センターを利用しているといった理由から対象事件に占める制度運用率が低い。 	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組（令和3年度上半期）

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題	予算（千円）
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等（第10条）	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	(キ) 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 「被害者の手引」の確実な交付 「被害者の手引」の内容の充実 早期の情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県犯罪被害者等支援条例の制定等を受け、「被害者の手引」を改訂の上、各署に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の誤教示や「被害者の手引」の交付漏れ防止を徹底する。 	
		(ク) 海外における高知県に關係する邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関・団体等と連携した適切な支援活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取扱いなし 	<ul style="list-style-type: none"> マスメディアの確認、部内や他機関との連携により、対象事案の把握に努め、犯罪被害者等への必要な支援を行っていく必要がある。 	
	ウ 性犯罪被害に関する相談支援	(ア) 民間支援団体における相談対応等	県民生活課	性犯罪被害者支援のワンストップ支援センターの運営業務を県において事業化し、その業務を委託 <ul style="list-style-type: none"> 相談時間の延長 支援コーディネーターの配置 電話・面接相談の実施 直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） 医療費及び法律相談等の費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> 相談時間の延長（4/1～）→9時から17時 コーディネーターの配置（4/1～） 相談実績等（9月末時点） <ul style="list-style-type: none"> 電話相談122件、面接相談21件、その他14件 直接的支援73件 国が設置する夜間・休日のコールセンターと連携開始（10/1～） 	（成果） <ul style="list-style-type: none"> 4月からの相談時間を延長し、さらに10月から国のコールセンターとの連携することで、24時間365日の相談体制を整備できつつある。 （課題） <ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間に緊急を要する場合の対応について、委託先のうち被害者支援センターの人員の確保等の課題がある。 	7,248
		(イ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察	<ul style="list-style-type: none"> 各種会合、学校での講演会等における相談窓口の周知 関係機関と連携した広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大学での講義において相談窓口を紹介 ラジオ広報による相談窓口の紹介（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> 講義や広報活動を通じて性犯罪被害相談電話（ハートさん）やレディースダイヤル等の相談窓口の周知を図った。 	
	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ア) a 人権啓発センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口での対応 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応実績 犯罪被害者等相談件数：0件 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等からの相談がなかった。 相談があった際には、迅速かつ適切な対応を行う。 	人権啓発研修事業委託 71,639
		(イ) a 女性相談支援センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口での対応 関係機関連絡会議等での情報共有 相談員の専門研修 相談窓口の周知のための広報 民間シェルターへの活動助成 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応実績 相談件数：567件（来所：89件、電話：472件、出張相談：6件）うちDV相談件数：147件 民間シェルターへの活動費助成 1件、1,000千円 	（成果） <ul style="list-style-type: none"> 前年同月までの相談件数は637件（うちDV相談件数278件）で、相談件数全体では約1割減、DV相談件数はほぼ半減している。 （課題） <ul style="list-style-type: none"> DV相談件数が前年同期と比べ大きく減少している正確な理由は不明であるが、DV被害の潜在化を防ぐためにも、今後も引き続きDVに関する啓発や相談窓口の周知を行っていく必要がある。 	配偶者暴力相談支援センター費 13,334 女性相談支援センター管理運営費 43,509 関係機関連絡会議開催費用 359 啓発費用 67 民間シェルター運営費補助金 1,000
(イ) b こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談対応等		人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口での対応 相談員のスキルアップ研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応実績 DV相談件数：30件 ストーカー行為相談件数：1件 その他の暴力相談件数：10件 	（成果） <ul style="list-style-type: none"> DVをはじめとする暴力被害者からの相談を受け付け、専門機関を案内するなど適切な対応を行っている。 新型コロナウイルス流行により第1回相談員スキルアップ研修は中止となったが、下半期に2回開催を予定している。 	こうち男女共同参画センター管理運営事業費 70,982	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) a 児童相談所における相談対応等	子ども・子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 学校のスクールソーシャルワーカー等と連携した、支援が必要な児童生徒に対し心理ケア等を実施する。 児童相談所に市町村支援担当を配置し、市町村要保護児童対策地域協議会管理ケース等の援助方針の助言等を行うとともに、市町村におけるリスクに応じた適切な対応を目指し、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等からの相談について、必要な児童生徒に対して、心理的ケア等を実施 市町村要保護児童対策地域協議会管理ケースへの市町村訪問による助言指導 延べ16回 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて財政的な支援を実施 子どもの見守り推進交付金：17市町村交付決定 	(成果) ・学校等からの相談について随時相談援助を実施している。 (課題) ・今後SSWを中心とした連携強化が必要 (成果) ・管理ケースへの助言について、市町村の対応力の向上や進捗管理の具体的な助言の機会となっている。 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた財政的支援を実施することで専門職の配置に繋がっている。	2,100 (市町村アドバイザー) 17,943 (子どもの見守り体制推進交付金)
		(ウ) b ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談対応等	子ども・子育て支援課	6月1日から新たな事業者による運営を開始。 ・相談時間の延長(週2日) ・法律相談の実施 ・SNS等のツールを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数 228件(6/1~) (うち、DV被害者 2件) 弁護士等による法律相談 29件 LINEによる情報提供 9件 	(成果) ・週2回の相談時間の延長を実施 ・相談対応や法律相談を実施した。 (課題) ・DV被害者からの相談(2件)については、相談対応の中でわかったものであるが、把握は難しい。	4,984
		(ウ) c 心の教育センターにおける相談対応等	心の教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談 心の教育センター土曜開所(月2回)、日曜開所(月4回) 東部・西部相談室の開設 教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 電話相談カード:74,055枚 相談チラシ:76,000枚 来所相談、出張教育相談 受理件数:222件 延べ件数:793件 電話相談:389件 メール相談:34件 こうち高校生LINE相談(第1、2期) 相談対応件数160件(相談対応率98.8%) 土曜日、日曜日開所:35日開所 延べ件数:128件 東部、西部相談室開室:28日開室 延べ件数:15件 第1回教育相談関係機関連絡協議会(7月) 高知県中央児童相談所などの県内10の児童生徒相談支援機関参加 関係機関同士の連携方法等について確認 	(成果) ・日曜日開所に加え、本年度から土曜日開所(月2回)を開始した。相談件数も昨年同様の相談件数で推移しており、相談者の利便性の向上につながっていると考える。 ・電話相談で虐待が疑われるケースの相談が増えている。人権教育・児童生徒課とも連携し、児童相談所に通告したケースが2件あった。 (課題) ・コロナ禍においても厳しい環境にある子どもたちの支援が更に必要とされている。今後もより多くの相談ニーズに対応するため、専門性の向上に努めるとともに、継続的な広報活動に取り組んでいく必要がある。	21,478
		(ウ) d スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) SCを対象とする研修 新規採用研修:9名(4月) SC等研修講座:91名(6月、7月) SSWを対象とする研修 初任者研修:14名(5月) SSW連絡協議会:95名(9月) 相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:146名(8月) 	(成果) ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置または支援ができる体制を整えることができた。 (課題) ・勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上に努める必要がある。	532,181

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			予算(千円)
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) e 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察	・ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載 ・相談専用電話や電子掲示板入力フォームによる相談窓口の開設	・県警ホームページやSNSに専用電話相談窓口を掲載	・継続的にウェブサイトやSNSを利用することで、相談窓口について周知が図られている。	
		(エ) a 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・外国語版「被害者の手引」の内容の充実、見直し等の検討	・英語、中国語、韓国語版の「被害者の手引」の部内への再周知	・既存の外国語版の「被害者の手引」の更新の必要性や他の外国語版の作成の必要性について、県内の外国人情勢や被害発生状況を踏まえ継続的に検討していく必要がある。	
		(エ) b 高知県外国人生活相談センターにおける相談対応等	雇用労働政策課	引き続き、相談を通して外国人を支援出張相談会を四万十市と南国市に加えて、新たに土佐市で開催することを検討	相談実績 272件 (面談相談 73件、電話相談 96件、その他(手紙、メール等) 103件)	・外国人のみならず、外国人と関わりを持つ自治体、事業者からの相談に対応できている。より多くの方に利用いただくために、リーフレット等の作成による周知や出張相談会を開催する。	19,600
		(オ) a 医療安全支援センターにおける相談対応等	医療政策課	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供する体制がとれている	6,656 (医療安全支援センター運営事業費)
		(オ) b 障害福祉制度についての周知	障害福祉課 障害保健支援課	・「障害福祉のしおり」の作成、配布 ・ホームページによる制度の周知	・障害福祉サービスや相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」(8月発行)を作成し、関係機関等へ配布(印刷部数:9,000冊 配布先:サービス事業者、市町村、民生委員等) ・ホームページに制度や関係情報を随時掲載	(成果) ・関係機関等への冊子配布やホームページにより制度を周知 (課題) ・必要な情報が届くよう、継続して広く周知を図る。	973
	オ 各種犯罪被害に関する相談支援	(ア) 交通事故相談所における相談対応等	県民生活課	・電話相談及び面談相談での対応	相談件数106件 ・電話85件、面接21件	・損害賠償額、示談の方法、過失割合、保険請求等様々な問題の解決に向けた助言を行った。	5,127
	(イ) 消費生活センターにおける相談対応等	県民生活課	・電話や窓口での相談対応 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報	相談件数(9月末時点) 県立消費生活センター1,055件 (昨年同期比△226件) 消費者被害防止の注意喚起として R3.5月～ インスタグラム開設 投稿回数(9月末時点) ・フェイスブック 65回 ・インスタグラム 46回	・フェイスブックやインスタグラムの投稿回数は、消費者教育推進計画で掲げる目標値を超え、より多くの人に伝わる広報・啓発ができた。	34,424	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	予算(千円)
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等	(ア) 医療保険の円滑な利用の周知	国民健康保険課	・引き続き、制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載(年1回) ・研修や各保険者との事務打ち合わせ等の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知を図った 初任者研修(5月) (国保1回、後期高齢者1回)	・研修会や広報誌への掲載等により制度を周知できた	-
		(イ) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察	・冊子、パンフレット等の内容の充実を図る ・各種広報媒体を活用した積極的な広報の実施	・警察における各種公費負担制度や損害賠償請求制度等を被害者の手引やパンフレットに掲載	・被害者等に対して被害者の手引やパンフレットを交付するとともに各種公費負担制度について説明し、被害者の経済的負担軽減に努めた。	
		(ウ) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察	・関係機関との連携による支援の実施	・暴力追放高知県民センターとの連携 ・各種会合を通じた警察と関係機関の連携強化	・各種会合を通じて、暴力団犯罪からの被害回復について説明し、制度の周知が図られた。	
		(エ) 日本司法支援センター(法テラス)等との連携と情報提供(再掲)	警察	・各種会合を通じた意見交換の実施 ・日本司法支援センターによる支援制度の周知	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換(6月・9月)	・意見交換を通じて得た日本司法支援センターの支援制度について、被害者に紹介し、適切な活用が行われるように努めた。	
			県民生活課	・法テラスの実施している法的支援の周知 ・法テラスの制度を利用できない犯罪被害者等への支援の拡充(再掲)	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」リーフレットに支援制度について記載し、関係機関等への配付 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介(7件)	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会(6/29、9/14)において情報交換	-
		(オ) 障害者に対する福祉制度・サービス等の周知 ・身体障害者等に対する自動車税の減免措置	税務課	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。	・周知の結果、対象となる方については、申請のうえ減免適用になっているものと考えている。	自動車税種別割の定期課税発付に伴う経費の一部につき、当該取組のみに係る予算額算出は不可
			障害福祉課	・自動車税の減免制度の周知	・「障害福祉のしおり」(8月発行)に減免制度について掲載し、配布した。	(成果) ・関係機関等への冊子配布を通じて障害のある方への制度を周知 (課題) ・情報を必要とする方に継続して周知を図る。	
イ 犯罪被害給付制度の運用	(ア) 犯罪被害給付制度の運用	警察	・事案の内容に則した迅速かつ適正な裁定の実施 ・部内職員に対する教養の徹底	・裁定0件 ・申請2件 ・各種専科における教養の実施	・制度の誤教示や教示漏れの防止を徹底する。		

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題	予算（千円）
（2）経済的負担の軽減（第11条）	ウ 公費負担制度の活用	（ア）性犯罪被害者の医療費公費負担制度	県民生活課	・性犯罪被害者支援のワンストップ支援センターの運営業務を県において事業化し、その業務を委託（再掲）	・支援実績（9月末時点） 0件	（課題） ・実状を踏まえた検査項目等の整理	519
			警察	・被害者のニーズに応じた公費負担制度の実施 ・部内職員に対する制度内容に関する教養の実施 ・協力医療機関との緊密な連携の保持	・性犯罪被害者に対する公費負担4件 ・専科教養の実施	・専科教養や性犯罪捜査員への教養等により、部内職員に制度の周知を徹底し、対象事件発生時に適切に制度を活用した。	460
		警察	・被害者に対する適切な制度教示と部内職員への周知徹底	・公費負担制度実施件数 0件	・現在のところ、部内カウンセラーで対応できており制度の利用がないが、引き続き、適切に利用できるよう積極的な制度教示と部内職員への周知徹底を図る。	45	
		警察	・制度内容に関する教養の実施 ・対象者に対する確実な教示の実施	・遺体搬送費公費負担28件 ・死体検案書公費負担0件 ・重要犯罪被害者に対する公費負担3件	・対象事案において、適正な活用が行われるとともに、都度、職員に対する指導を行った。	855	
		警察	・制度の周知徹底と適正な運用に努める。	・緊急避難場所公費負担2件 ・ハウスクリーニング公費負担0件	・制度の誤教示や教示漏れの防止を徹底する。	359	
	（イ）精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度	警察	・被害者に対する適切な制度教示と部内職員への周知徹底	・公費負担制度実施件数 0件	・現在のところ、部内カウンセラーで対応できており制度の利用がないが、引き続き、適切に利用できるよう積極的な制度教示と部内職員への周知徹底を図る。	45	
	（ウ）医療費や司法解剖後の遺体搬送費等に対する公費負担制度	警察	・制度内容に関する教養の実施 ・対象者に対する確実な教示の実施	・遺体搬送費公費負担28件 ・死体検案書公費負担0件 ・重要犯罪被害者に対する公費負担3件	・対象事案において、適正な活用が行われるとともに、都度、職員に対する指導を行った。	855	
（エ）被害直後の居住場所の確保	警察	・制度の周知徹底と適正な運用に努める。	・緊急避難場所公費負担2件 ・ハウスクリーニング公費負担0件	・制度の誤教示や教示漏れの防止を徹底する。	359		
（オ）弁護士相談費用の補助	県民生活課	・法テラスの実施している法的支援について、資力要件が合わず利用できない方の相談費用を助成 ・高知弁護士会と弁護士相談に係る協定締結 ・協定の周知・広報 ・弁護士費用等の被害者の経済的負担の軽減につながるよう国で制度化するべく政策提言を行う	・高知県及び高知弁護士会の協定締結（5月）（施行6月1日）（再掲） 相談実績2件（9月末時点） ・県HP及び新聞/ラジオ/テレビを通じた周知の実施（5月・6月）	（成果） ・これまでは、犯罪被害者等の持ち出しが必要であり相談を躊躇していたような事案にも、無料法律相談を活用いただくことができ、早期の法的支援につながった。 （課題） ・法律相談を受けた犯罪被害者等を、その他犯罪被害者等への支援制度へいかに迅速につなげていくか。（ツールの作成やスキームの構築等） ・制度の県民への周知・広報（再掲）	50		
（カ）カウンセリング費用の公費負担	県民生活課	・サポートセンター内でカウンセリングが実施できるよう、カウンセラー等の確保 ・制度運用のための体制整備	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件 ・来年度以降より迅速に制度を運用できるよう、センターと協議し、スキームを作成中	（成果） ・通院等による経済的負担の軽減につながるスキームを構築できつつある。 （課題） ・カウンセラーの確保及び医学的治療が必要と考えられる被害者に対する対応方法等の整備。	30		

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			予算(千円)
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	工 新たな経済的支援制度	(ア) 生活資金の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・制度についての広報・周知	実績 ・問い合わせ 1件 ・申請 0件 ・交付 0件	(成果) ・高知県犯罪被害者等の支援に関する指針のリーフレットを関係機関等に配布し、周知に努めた。 (課題) ・問い合わせ等の可能性がある窓口担当者等への制度の内容の周知が十分ではない。	3,420
		(イ) 転居費用の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・制度についての広報・周知	実績 ・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件	(成果) ・高知県犯罪被害者等の支援に関する指針のリーフレットを関係機関等に配布し、周知に努めた。 (課題) ・問い合わせ等の可能性がある窓口担当者等への制度の内容の周知が十分ではない。 (再掲)	
		(ウ) 犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・制度についての広報・周知	実績 ・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件	(成果) ・高知県犯罪被害者等の支援に関する指針のリーフレットを関係機関等に配布し、周知に努めた。 (課題) ・問い合わせ等の可能性がある窓口担当者等への制度の内容の周知が十分ではない。 (再掲)	
		(エ) 市町村と連携した支援制度の実施	県民生活課	・県制度を周知してもらうために、市町村の課長及び担当者への研修等の実施 ・県補助金交付に係る調整会議への参加 ・市町村の広報等を通じた制度の周知	・市町村課長会の書面開催での実施(6月) ・市町村担当者会中止(8月) →書面による情報提供(9月) ・制度のチラシの配布(4月) ・指針に関するリーフレットの作成・配布(7月)	(課題) ・コロナ禍において対面での会議が困難な場合の対応(オンライン会議開催等)	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			予算(千円)
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	
(3) 日常生活の支援(第12条)	ア 民間支援団体による支援	(ア) 民間支援団体による支援	県民生活課	性犯罪被害者支援のワンストップ支援センターの運営業務を県において事業化し、その業務を委託 ・相談時間の延長 ・支援コーディネーターの配置 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い)(再掲)	・相談時間の延長(4/1~) →9時から17時まで ・コーディネーターの配置(4/1~) 相談実績等(9月末時点) ・電話相談122件、面接相談21件、その他14件 ・直接的支援73件 ・国が設置する夜間・休日のコールセンターと連携開始(10/1~)(再掲)	(成果) ・4月からの相談時間を延長し、さらに10月から国のコールセンターとの連携することで、24時間365日の相談体制を整備できつつある。 (課題) ・休日・夜間に緊急を要する場合の対応について、委託先のこうち被害者支援センターの人員の確保等の課題がある。 (再掲)	7,248
			警察	・こうち被害者支援センターとの緊密な連携の保持 ・犯罪被害者等のニーズに応じた支援の実施	・情報提供件数2件 ・業務委託先であるこうち被害者支援センターにおける直接的支援の実施	・被害者の希望に応じて犯罪被害者等早期援助団体であるこうち被害者支援センターに情報提供を行い、ニーズに応じた支援を行った。	2,877
	イ 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	(ア) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	人権・男女共同参画課	【保護施設】 ・状況に応じた一時保護 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 11世帯21人(うちDV被害者9世帯19人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護を行っており、退所後の被害者の自立に向けた生活支援につなげている。	一時保護費 3,624 自立支援事業委託料 28,085 一時保護委託料 768
	ウ 市町村と連携した支援制度の活用	(ア) 市町村と連携した支援制度の活用	県民生活課	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携	・市町村と連携した調整会議の実施 0回	(課題) ・市町村担当者への研修会等が実施できておらず、連携体制の構築(周知)が十分ではない。	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題	予算（千円）
（4）心身に受けた影響からの回復（第13条）	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	（ア）カウンセリング費用の公費負担（再掲）	県民生活課	・サポートセンター内でカウンセリングが実施できるよう、カウンセラー等の確保 ・制度運用のための体制整備（再掲）	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件 ・来年度以降により迅速に運用できるよう、センターと協議し、スキームを作成中（再掲）	（成果） ・通院等による経済的負担の軽減につながるスキームを構築できつつある。 （課題） ・カウンセラーの確保及び医学的治療が必要と考えられる被害者に対する対応方法等の整備（再掲）	30
		（イ）犯罪被害者等に対する心の相談対応	障害保健支援課	・心の健康に関する相談 ・啓発事業の実施 ・支援者を対象とした研修会の実施	・アディクション・フォーラム開催に向けた実行委員会の実施（9/9） ・心の健康に関する相談の実施 相談件数 電話：2,905件、面接：1,029件	（成果） ・アディクション・フォーラム開催の準備が進んだ。 ・心の健康に関する相談を行うことで、適切な関係機関につないだり、メンタルヘルスの改善に寄与することができた。 （課題） ・相談窓口の周知を継続して行う必要がある。	6,059
		（ウ）受診情報等の適正な取扱い	医療政策課	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	・医療機関への立入検査（新型コロナウイルス感染症の影響により一部の病院でのみ実施）の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	・立入検査項目として、医療機関において受診情報の適正な取扱いがなされているかを確認	—
		（エ）PTSD等治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	医療政策課	・心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）に掲示	・心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）に掲示	・こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）への掲示により、心的外傷後ストレス（PTSD）等の診療可能な医療機関に関する情報を提供	—
		（オ）高次脳機能障害者への支援	障害保健支援課	・高知県高次脳機能障害理解に向けた支援委員会開催 ・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・医療従事者や支援者を対象とした研修会の実施	・高次脳機能障害の普及啓発のためのリーフレット（1万部）を作成。7月に市町村、福祉保健所、精神医療機関等関係機関に配布 ・高次脳機能障害支援体制資源調査の実施（8月に医療機関など400か所に送付） ・高次脳機能障害者への支援・相談の実施 相談件数：127件	（成果） ・リーフレットを配布することで、高次脳機能障害の理解と、相談窓口の周知を行うことができた。 ・高次脳機能障害者への相談に対応することで、必要な支援の実施と医療機関等関係機関へつながることができた。 （課題） ・高次脳機能障害についての理解のための啓発は継続して行う必要がある。 ・調査結果の集計・分析を今後行う必要がある。	9,276
		（カ）子どもに関する相談支援体制の強化（再掲）	子ども・子育て支援課	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施（R2年度）虐待相談：799件（虐待認定：583件）	（成果） ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、早期の虐待事案への対応を行っている。	5,682（電話対応専門員）
		イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	（ア）学校及び児童相談所等の連携の充実	人権教育・児童生徒課	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・全市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・24市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加	・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、情報収集に努めることができた。 ・要保護児童対策地域協議会についてスクールソーシャルワーカーの参加を全市町村に広げ、各市町村の児童担当部署と連携した支援を推進する必要がある。

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	予算(千円)
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	(イ) 心の教育センターにおける相談体制の充実	心の教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談推進講座 教育相談講座 各学校等での児童生徒理解等研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談推進講座(8/23:49名参加) 教育相談講座 6/29:26名参加、10/4:27名参加(12/1、1/31予定) 各学校等での児童生徒理解等研修会(9件) 	(成果) ・コロナ禍の状況に応じた研修を実施することができた。 (課題) ・継続的な広報活動に取り組んでいく必要がある。	1,000
		(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充(再掲)	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) SCを対象とする研修 新規採用研修:9名(4月) SC等研修講座:91名(6月、7月) SSWを対象とする研修 初任者研修:14名(5月) SSW連絡協議会:95名(9月) 相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:146名(8月) 	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置又は支援ができる体制を整えることができた。 ・勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上に努める必要がある。	532,181
	ウ 警察による支援及び情報提供等	(ア) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察	<ul style="list-style-type: none"> 少年補導職員に対する講習、研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被害少年カウンセリングアドバイザーによる職員に対するスーパーバイズを実施 	・コロナ禍のため例年どおりの研修は実施できていないが、補導職員に対する小規模な教養により、実務能力の向上が図られた。	150
		(イ) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実等	警察	<ul style="list-style-type: none"> 捜査部門との情報共有による被害者のニーズに沿った対応の推進 精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度の積極的な運用 	<ul style="list-style-type: none"> 部内カウンセラー運用(57回) 	・関係所属と連携し、被害者等の要望に応じて、被害発生早期から部内カウンセラーによるカウンセリングを実施した。	45
		(ウ) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	警察	<ul style="list-style-type: none"> 捜査部門との情報共有 部内職員への制度の周知徹底 犯罪被害者のニーズに応じた活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 捜査部門と連携した被害者のニーズに応じた訪問活動を実施 	・被害者の要望に添った対応が必要であり、捜査部門との連携、情報共有が重要である。	
		(エ) 女性警察官の配置	警察	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化 専科、研修会等の実施 性犯罪被害者の心情に配慮した対応の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各種専科教養での女性警察官を含む若手の育成 	・女性警察官の増加や各種教養の実施により、被害者の希望に応じた性別の警察官が対応できるようになった。	
		(オ) 被害児童からの事情聴取における配慮	警察	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童の負担軽減等のため、あらかじめ関係機関で協議を行い、聴取場所、回数、方法を考慮した代表者聴取を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 代表者聴取制度について各種教養や巡回指導などで、職員に対する制度の周知を図った。 	・関係所属間の連携により適切に制度を運用できた。	
(カ) 犯罪被害者等のための施設の改善	警察	<ul style="list-style-type: none"> 被害者専用の事情聴取室や支援用車両の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の心情や周囲に配慮した場所での聴取の実施 	・被害者等の要望や心情に配慮した場所でのカウンセリングや事情聴取に努めている。			

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	予算(千円)
(5) 安全の確保 (第14条)	ア 施設における一時保護の実施	(ア) 保護施設における一時保護	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護(再掲)	・一時保護実績 11世帯21人(うちDV被害者9世帯19人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護を行っており、退所後の被害者の自立に向けた生活支援につなげている。(再掲)	一時保護費 3,624 自立支援事業委託料 28,085 一時保護委託料 768(再掲)
		(イ) 児童相談所における一時保護	子ども・子育て支援課	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	・児童相談所への虐待通告に際して、リスクに応じて迅速な一時保護を実施。 (R2年度) 一時保護所 : 191件(うち虐待123件) 一時保護委託: 163件(うち虐待69件)	(成果) ・子どもの安心安全の確保のため迅速かつ躊躇ない一時保護を実施している。	96,737 (中央一時保護所費)
	イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	(ア) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察	・専門的知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関との連携の強化	・要保護児童対策地域協議会などを通じて、警察、児童相談所、市町村の担当者による情報共有の実施	・引き続き、関係機関の連携を密にし、確実な情報共有を行っていく必要がある。	
		(イ) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	警察	・再犯防止対象者の定期的な所在確認と面談の実施 ・関係機関との連携強化	・再犯防止対象者について、関係所属と連携し、確実な所在確認や面接を実施	・引き続き、組織的な管理により再犯防止に努める。	
	ウ 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	(ア) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察	・個人情報に配慮した情報提供の実施	・犯罪被害拡大防止のため、個人情報に配慮し、適宜、地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	・特殊詐欺事件や声かけ事案等の発生に応じて、被害者の個人情報保護に配慮した情報提供を行い、被害拡大防止に努めている。	
	エ 警察における再被害防止措置の推進	(ア) 警察における再被害防止措置の推進	警察	・再被害防止要綱に基づいた適切な再被害防止措置の推進	・必要に応じて適正に対象者を指定 ・組織的管理による確実な運用 ・検察庁・刑事施設等の関係機関との連携	・対象事案を検挙した場合等には、必要性を検討の上、対象者の指定を行うとともに、対象者に対して必要な情報教示を行い、制度の適正な運用に努めた。	
	オ 警察における保護対策の推進	(ア) 警察における保護対策の推進	警察	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の推進	・対象者に応じた保護対策を実施 ・職員に対する教養の実施	・組織的な管理を行い、保護対策が適切に運用されるよう努めた。	
	カ 犯罪被害者等に関する情報の保護	(ア) 犯罪被害者等に関する情報の保護	警察	・効果的な教養の実施 ・被害者に関する個人情報の保護の徹底	・継続的な指導、教養の実施	・被害者の心情に配慮した報道対応に努めた。	
キ ストーカー事案への適切な対応	(ア) ストーカー事案への適切な対応	警察	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関と連携した対応の推進	・被害者の安全確保を最優先とした対応の実施 ・女性相談所との連携、情報共有	・部内職員への指導教養を行い対応能力の向上に努めるとともに、関係機関との情報共有を徹底して、適切な対応を行った。		

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績(9月末時点)	成果及び課題	予算(千円)
(6) 居住の安定(第15条)	ア 一時保護	(ア) 保護施設における一時保護(再掲)	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護(再掲)	・一時保護実績 11世帯21人(うちDV被害者9世帯19人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護を行っており、退所後の被害者の自立に向けた生活支援につなげている。(再掲)	一時保護費 3,624 自立支援事業委託料 28,085 一時保護委託料 768(再掲)
		(イ) 職員住宅の目的外使用	人権・男女共同参画課	・避難用建物の利用	・実績:2世帯2人	(成果) ・住居確保が困難な一時保護退所者に対して、職員住宅を短期間提供し、生活再建の支援を行っている。	-
			県民生活課	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載 ・制度の速やかな運用	実績 0件(当課経由での照会) ・関係機関から問合せ1件 ・指針のリーフレットに制度を掲載し、広報周知を行った	(成果) ・関係機関から問合せ (課題) ・周知・広報	
	イ 優先入居	(ア) 県営住宅の優先入居	住宅課	・引き続き制度の周知を図るとともに、県営住宅への優先入居により犯罪被害者等の居住の安定を確保していく。	・応募件数1件	・引き続き制度の周知を図っていく。	-
	ウ 転居	(ア) 民間賃貸住宅に関する情報提供	住宅課	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供	・住宅セーフティネット制度に関する情報提供 ・高知県居住支援協議会参加1回	・犯罪被害者等も対象となるセーフティネット住宅の情報提供 セーフティネット住宅登録数:2,885戸 (うち、犯罪被害者等入居可登録数:2,882戸)	-
		(イ) 転居費用の補助(再掲)	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・制度についての広報・周知(再掲)	実績 ・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件 (再掲)	(成果) ・高知県犯罪被害者等の支援に関する指針のリーフレットを関係機関等に配布し、周知に努めた。 (課題) ・問い合わせ等の可能性がある窓口担当者等への制度の内容の周知が十分ではない。 (再掲)	3,420

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末時点）	成果及び課題	予算（千円）
(7) 雇用の安定等（第16条）	ア 事業主等の理解の増進等	(ア) 事業主等の理解の増進	雇用労働政策課	・犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇制度導入について、相談窓口が高知労働局の雇用環境・均等室である旨を雇用労働政策課の広報誌（こうち労政情報）へ掲載予定。また、詳細な内容を記載したパンフレットが厚生労働省のホームページに掲載されているため、そのURLを広報誌に記載することも検討予定。上記取り組みにより相談窓口の利用増加を図る。	・相談窓口は、高知労働局の雇用環境・均等室である旨を8月末発行のこうち労政情報令和3年度第2号へ掲載した。詳しい内容を記載したパンフレットが掲載されている厚生労働省HPのリンクも掲載した。	・こうち労政情報は、県内企業や県内企業支援団体へ配布されるため、相談窓口やリーフレットの内容を事業主等へ周知することができた。	304
			県民生活課	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発	・未実施（11月末現在）	(課題) ・被害回復のための休暇の重要性について、実態を把握のうえ、事業主等への理解を深める周知・啓発	
		(イ) 労働相談対応と制度の周知	雇用労働政策課	(労委) ・引き続き相談窓口での対応を実施 ・労働相談窓口の周知のための広報 ・相談員のハラスメント研修受講	・相談窓口での対応を実施 ・労働相談窓口の周知のための広報 労働相談実績は191件、うち犯罪被害者等に関するものは、なかった。 ・ハラスメント研修受講済み。	・労働相談窓口であるため、労働委員会へ、犯罪被害者等からの相談実績はない状況である。 ・引き続き、労働委員会の取組の周知を行いながら犯罪被害者等からの相談があれば適宜対応していく。	1,308
	イ 雇用の安定	(ア) 就業を希望する女性に対する支援	人権・男女共同参画課	・各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ	・ハローワークへの同行支援1回	(成果) ・就労を希望するDV被害女性に対して、生活サポーターがハローワーク等の支援機関へ同行することにより、早期就労へつなげている。 (課題) ・DV被害により精神的なショックを受けたため治療が必要な被害者が多く、早期就労を希望する方は少ない。	—
			子ども・子育て支援課	・6月1日から新たな事業者による運営を開始 ・ハローワークや「高知家の女性のしごと応援室」等と連携し、就業相談や求人情報の提供 ・安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 ・手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内	・相談件数228件（6/1～） （うち、仕事に関する相談：92件）	(成果) ・ハローワークや「高知家の女性のしごと応援室」等と必要な連携をとりながら、就業相談や求人情報の提供等の支援を行った。	4,984
		(ウ) 職業訓練の実施	雇用労働政策課	・学卒者向けの施設内訓練の実施（目指すべき就職率：100%） ・在職者・離転職者への支援として在職者訓練及び委託訓練の実施	・施設内訓練（普通課程）：就職率0%（訓練期間中のため） ・在職者訓練：15コース、受講者81名 ・委託訓練：33コース、入校者329名	・受講者のニーズに沿った在職者訓練及び委託訓練を実施している。	454,645